

北九州地区労連ニュース

2020年3月号 No. 161

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
 メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/
 (リニューアルしました)

解雇・残業代未払い・パワハラ
 あきらめなくて電話して下さい
 秘密厳守 労働相談ホットライン
 相談無料

093-921-0747

k_roren@ybb.ne.jp

新型コロナウイルス対策で異例の一日総行動

2020年2月28日(金) 恒例の春闘一日総行動を行いました。しかし、新型コロナウイルス対策として、駅頭での宣伝、ティッシュ・チラシ配布は中止しました。

まず、北九州市庁舎で雇用対策課へ全労連春闘統一要請書、公契約条例制定の要請書、安全安心の学校給食のための民間委託を直営にするとともに、員への1年単位の變形労働時間制を導入しないことを求める要請書を提出しました。その後、地区労連議長と事務局長で要請書に基づく要請を行いました。さらに、安倍首相の突然の要請で始まる小中・高・特別支援学校の休校措置に対する緊急要請を口頭で行いました。子育て中の市内労働者は、あまりにも唐突な休校措置で大混乱が起きています。この混乱をしっかりと受け止め、市ができる雇用対策を早急に講じることを求めました。

次に、同じ市庁舎会議室で教育委員会への要請も行いま

した。前記同様の要請書を渡した後、特に休校措置に対する不安の声を直接届けました。医療従事者の声、教員の声、保護者の声、その時点で把握していた、不安、不満、欲している対応を率直に求めました。対応した教職員給与課の担当課長は、「私も今朝出勤して休校を知らされた。その声は十分承知した。教育委員会へ持ち帰り伝える。」と回答しました。当初、休校対応で要請は延期願っていた。としていたものを議長と教育委員会のやり取りで何とか実現にこぎつけた形となりました。

その後、商工会議所へ全労連春闘統一要請書を経済企画部部長に手渡し、懇談しました。こちらにも、全国一律最賃引き上げを中心に、消費増税等による景気の冷え込みや新型コロナウイルス対策から労働者の給与にも暗い影を落とさぬようにと要請しました。また、休校措置に伴う対応を休業補償という形で正規も非正規も

フリーランスも対策を講じるように市内企業への働きかけをするように迫りました。

最後に九州電力北九州支店へ要請を行いました。リスクの大きい原子力発電、地球温暖化につながる火力発電から撤退し、再生可能のエネルギーへの転換を求める要請書を広報グループ長へ手渡ししました。電気事業連合会の次期会長に池辺社長内定のニュースに始まり、八丁原地熱発電所など自然エネルギーの展望、原子力の危険性について懇談しました。いわゆる原発マネーが玄海町長にもわたっていた報道についても話題になりました。

異例の議長と事務局長での一日要請行動になりました。



雨あがり

二月の下旬、妹と佐賀県にバスハイク「大魚神社の海中鳥居」と言う所で海中に三基建てられて「月の引力が見える町」とも言われているそう、マイナーな観光の神秘的な撮影スポットで一番人気にあがっていると。私はへーと思っただけ。昼食は「竹崎カニのかにまぶし膳」かにミソ・秘伝のたれ・ボン酢・お茶漬けと四つの味わいを楽しめるとあったが他におかずはなくてがっかり。メインの御船ヶ丘梅林「三千本が咲き誇る梅花繚乱の宴を観賞」とあったのだが出発の時から花は期待していませんでしたが、花盛りの時は見事であろうと想像できた。この梅林のお詫びとして用意されていたのが武雄神社の神木クスノキ、坂道を上りついたらとたんみんな「ワウ」とかんだんの声、根元は空洞になっており幹は半分なくなりそれでも葉はしげげている。みごとな木、困いがしてあって近づけない三千年以上の御神木、私にとってこれがメインの旅であった。憎し温暖化。予定していた花見旅行は中止、憎しコロナ。(小)

北九州地域一般労働組合&北九州争議団共闘会議総会開 パワハラ、陰湿なイジメ、不当な雇い止め、未払賃金などで 苦しんでいる労働者の要求実現をめざして

北九州地域一般労働組合と北九州争議団共闘会議は、2月25日(火)18時30分から北九州生涯学習総合センター会議室で大会&総会を開きました。



参加者は、地域ユニオンの組合員など38人が参加し、これまでの経過、これからのたたかう方針等について満場一致で確認しました。大会開会前に、北九州第一法律事務所諸隈弁護士がパワハラとのたたかいに勝利するためにと題して、「パワハラに関する法規制」

「北九州の企業はブラック企業が多いのか、長時間労働、過労死、未払賃金、不当な雇い止めなどでの相談が毎日のように寄せられている。争議団共闘、ユニオンの活動が極めて重要。これまで多くの案をたたかいたの中で解決し、相談に来られた労働者に喜ばれている。」

パワハラと闘っている仲間を鼓舞激励してくれました。大会は、中村争議団共闘会議長の挨拶、来賓として北九州地区労連の永富議長と高瀬日

本共産党福岡県議が挨拶し、

も力を尽くしている。みなさんと共にならばっていきたい。」等と激励してくれました。

苦しんでいる労働者の要求実現をめざして

方針提案の後、会場から、不当な雇い止め攻撃と闘っているなかま、陰湿なイジメ、パワハラとのたたかい、定年後の雇用と労働条件改善のたたかい、介護職員の賃金引き上げなど労働条件改善のたたかい、年金裁判などのたたかいについて発言があり、共にたたかう決意を固めることが出来ました。

最後に、中村議長の音頭でガンバロウ3唱で閉会。



新型コロナウイルス感染症に かかわったの緊急要請

3月6日(金)新型コロナウイルスの緊急要請を北九州市長と教育長に向け行いました。3月3日の地区労連四役会議において、安倍首相の全国一斉休校要請に伴って急遽始まった北九州市での休校措置に労働者各方面から不安と対応の要求があっていることに応え急遽要請を行いました。

対応は、教育委員会が現場等の対応に追われているということで、地区労連の窓口である雇用政策課雇用対策係主任が応じました。

現場学校で起こっていること、と、学童で起こっていること、保護者としての不安、労働者としての不安など地区労連に寄せられているもの、そのほか取材した内容を伝えました。

「要請の趣旨は承知しまし



公立・公的病院等の

「再編・統合」に関する要請行動

2020年2月21日(金) 10時より市役所保健福祉局 地域医療課へ福岡県医療労働組合連合会、北九州社会保障推進協議会とともに地区労連も要請行動を行いました。

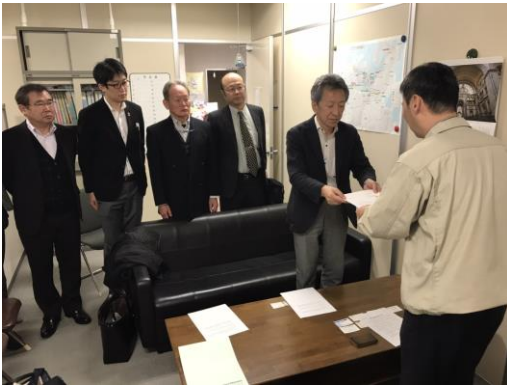
2019年9月26日厚生労働省がすでに各地域で合意している2025年「地域医療構想」を踏まえた公立・公的病院の「具体的対応方針」に関し、「再検証」を要請する424病院の公表を行ったことに対し行ったものです。

北九州市で対象になっている北九州市立総合療育センターは、障害児の早期発見・早期療育をはじめ障害児・障害者を含む北九州市の地域包括ケア・システムの構築のために不可欠な医療機関です。

市内の特別支援学校・園の数は政令市でもトップ、県単位の数としても多い方です。

その支援学校も総合療育センターとの連携を行っており、通院している児童・生徒は少なくありません。ぜひともその機能が後退しないようにと要請しました。

担当した係長も、「気持ちは皆さんと同じです。以前の地域医療調整会議で施設の方向性は一旦了承をいただいているはず。近く開かれる県の地域医療調整会議で、施設の必要性をしっかりと説明したい。」と応じました。



北九州地区労連新役員紹介



幹事 早田 幸二
(小倉地区協議会)

北九州市職労小倉南区協議会の早田です。昨年に引き続き地区労連幹事に任命されました。区役所では、嘱託職員や法人委託の派遣職員が増大し、正規職員が年々減少しています。その結果、職員一人ひとりの負担が増えるとともにイベントや防災のために夜間や休日に本来業務以外の仕事が増加し、年休が取りづらくなると職員の不満が増大しています。また、1月から始まったマイナンバーカード普及のための日曜開庁には正規職員だけでなく嘱託職員や派遣職員も低賃金で動員されています。職員の労働条件改善だけでなく、区役所で働くすべての職員の労働条件改善が必要です。地区労連に結集する仲間とともに官民一体となった運動を今後も進めていくようがんばりたいと思います。

春闘一日行動第2弾

北九州市議会陳情

2月28日に行った春闘要

求前進を目指す一日総行動第2弾として、3月11日(水)北九州市議会に対して、「北九州市が発注する公共工事、業務委託、指定管理について、労働者が安心して働ける賃金や報酬の水準を確保できるように「公契約条例」制定の決議をお願いします。」「最低賃金全国一律1500円の実現」に向けて、国に対する意見書を提出していただくよう陳情します。」という二つの陳情を行いました。

昨年度も同様の趣旨で陳情を行いました。いずれも継続審議になっています。今回は、地区労連だけでなく自治労全国一般、ユニオン北九州、北九州共闘で昨年より実現に向けて協力してきた到達として提出しました。決議文や意見書を整理し、共同の内容で陳情することにより共闘の力

で実現の可能性を高めようとする意図に基づくものです。さらに4月には、石田市議団団長を先頭に「公契約条例」先進地域である世田谷の調査も行う予定としています。



高齢者福祉乗車券署名

第一次集約

3月31日(火) 18時30分

戸畑生涯学習センター

労働法コラム 第63回

新型コロナウイルスによる休業について



黒崎合同法律事務所

溝口 史子 弁護士

めに特別の病気休暇制度を設け、休業する労働者に賃金を保障している場合、労働者は優先的にこの制度を利用することになります。

勤務先にこうした特別な制度が設けられておらず、労働者が①発熱等の感染疑いにより自主的に休業する場合、②発熱等の感染疑いにより使用者の指示で休業する場合、③感染を理由に休業する場合の保障は、それぞれ以下のとおりです。

「に帰すべき事由による休業」に当たらず、労働者は休業手当の支払を受けることができません。このため、労働者は、有給休暇を取得するか、健康保険における傷病手当金の給付を受けて、生計を維持するほかありません。

なお、①にあっても、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能であるにもかかわらず、これを十分検討するなど労働者の休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合は、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」として、使用者に休業手当の支払義務が生じることがあります。また、③についても、労働者が業務や通勤によりコロナウイルスに感染した場合は、労災保険が適用される場合があります。

から3月31日までの（元々休日予定だった日を除く）新型コロナウイルス感染症対応として小学校等が臨時休業し、あるいは小学校等に通う子どもが新型コロナウイルスに感染し（あるいは感染疑いが生じ）子どもを監護するために休業した保護者に使用者が賃金全額を支給した場合、日額8330円を上限として助成を行う制度を創設しました。この制度の利用により、労働者は使用者に対し、年次有給休暇とは別に、助成金を利用した特別な有給休暇の取得を求めることができます。

3 経済上の理由により事業活動縮小を余儀なくされた使用者による休業

国は、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの間、コロナウイルス感染症の影響（受注量の減少、感染症発症による事業所閉鎖、感染した労働者の増加による生産体制維持困難等）により経営環境が悪化し、労働者に一時的な休業等を指示せざるを得なくなった使用者に対し、通常の経営悪化の場合より緩やかな要件で、年間100日限り、企業負担額の3分の1から2分の1の額の雇用調整助成金を支給する特例を設けました。この制度では、対象労働者の休業手当の日額上限額は8330円とされています。

いずれの制度も一定の手当はなされていますが、給付額等において十分なものとは言えず、利用のしやすさも不透明です。労働者側からも、制度の拡張や、使用者側における制度の積極的な利用を促していく必要があります。

日本国内での新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、私たちの日常生活にも大きな影響が出始めています。そこで、今回は、現時点では、労働者が新型コロナウイルスに関連して休業せざるを得なくなった場合、どのような給付がなされるかを整理します。

労働基準法第26条は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当たると、②の使用者指示による休業は「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当たり、使用者は労働者に対し労働基準法第26条に基づく休業手当を支払う義務を負いますが、①の自主的な休業、③の感染法に基づき就業制限は「使用者の責

1 新型コロナウイルス罹患（あるいは罹患疑い）による休業

まず、使用者が労働者のた

2 小学校休業等に対応した休業

国は、令和2年2月27日

まず、使用者が労働者のた

まず、使用者が労働者のた

国は、令和2年2月27日

国は、令和2年2月27日

！新型コロナウイルス対策

1 手洗い・うがい
アルコール除菌
こまめにしっかり

2 マスク着用
絶対忘れない

3 不用意に人混み
に行かない
菌が多く発生する